

## 平成28年度供給計画届出書の運用要領(案)

平成27年〇月  
資源エネルギー庁  
電力・ガス事業部電力基盤整備課  
電力需給・流通政策室

項目	内容
1. 届出	
(1) 届出内容	<p>○電気事業法第29条第1項の規定に基づく同法施行規則第46条に規定された項目。</p> <p>○同規則第46条第1項第二号ロに規定する「能力を変更する主要な送電線路」とは、様式第32第6の1表に記載する項目において大幅な変更がある設備改造等のことをいう。</p>
(2) 様式	<p>○同規則第46条に規定された項目毎に定められた様式。</p> <p>○紙媒体で届出を行う際は、届出書(様式第32)の各表及び添付書類(様式第33～38の2)をまとめ、日本工業規格A4の大きさに1冊に綴じ込む(縦とじ)こと。ただし、用紙の大きさがA3の項目については、見やすくなるよう見開きで掲載すること。</p> <p>○電子媒体で届出を行う際は、届出書(様式第32)に電子署名を設けること。各表及び添付書類(様式第32第1表～第9の2表、様式第33～38の2)については、電力広域的運営推進機関が指定する形式に従うこと。</p>
(3) 届出期限	<p>&lt;旧一般電気事業者、旧卸電気事業者、旧特定電気事業者&gt;</p> <p>○平成28年4月28日(木)</p> <p>&lt;上記以外の小売電気事業者&gt;</p> <p>○平成28年3月31日以前に、法第2条の2に係る登録を受けた者においては、平成28年4月28日(木)</p> <p>○平成28年4月1日以降に、法第2条の2に係る登録を受けた者においては、登録後遅滞なく。</p> <p>&lt;上記以外の、送電事業者及び特定送配電事業者&gt;</p> <p>○法第27条の4に係る許可を受けた送電事業者においては、許可取得後遅滞なく、法第27条の13に係る届出を行った特定送配電事業者においては、届出後遅滞なく。</p> <p>&lt;上記以外の発電事業者&gt;</p> <p>○法第27条の27に係る届出を行った後、遅滞なく。</p>
(4) 届出先等	<p>○届出先は、電力広域的運営推進機関。</p> <p>○紙媒体で届け出る際は正本1部、副本2部(電力広域的運営推進機関分を含む)とする。なお、電子媒体で届け出る際は1部とする。</p>
2. 変更届出	
(1) 取扱い	<p>○届出内容に変更があった場合で2-(2)に該当するときは、その都度変更の届出を行う。ただし、変更届出の時期が翌年度供給計画の届出時期とほぼ同じ場合には、事前の説明をもって処理し、当該年度供給計画の変更届出を省略することができる。なお、届出内容に大幅な変更があった場合には、その都度速やかに資源エネルギー庁電力基盤整備課に相談すること。</p> <p>○変更の届出を行う場合には、2-(2)に該当する項目以外の項目についても不</p>

<p>(2)変更届出の 対象</p>	<p>整合のないよう、その内容を見直すこと。</p> <p>○変更の届出は、供給計画が広域的運営の基礎となる電気の供給や電気工作物の設置及び運用にかかるものであることに鑑み、原則、以下のいずれかの内容に変更があった場合とする。</p> <p>①様式第32第1表「年度別の最大電力供給計画表」、第2表「年度別の電力供給量計画表」、様式第32第3表「月別の最大電力供給計画表」及び第4表「月別の電力量供給計画表」については、電力の需給バランスに重大な影響を与える変更が生じた場合。（*）</p> <p>②様式第32第5表「発電所の開発等についての計画書」については、第10年度以内に使用を開始予定の計画（一括して記載している計画、並びに水力発電所及び地熱発電所の改良工事等に伴う最大出力の軽微な変更を除き、計画の中止等を含む。）であって、電力の需給バランスに重大な影響を与える変更が生じた場合。（*）</p> <p>③様式第32第6の1表「主要送電線路の整備計画書」及び第6の2表「主要変電所の整備計画書」については、当該年度に着工予定の計画であって、当該年度に届け出る法第9条の規定に基づく届出内容に変更が生じた場合（一括して記載している計画を除き、計画の中止等を含む。）。</p> <p>④様式第32第8表「電気の調達に関する計画書」については、原子力に係る計画等内容に大幅な変更が生じた場合。</p>
<p>(3)様式</p>	<p>○同規則第46条に規定された項目ごとに定められた様式。この場合、供給計画変更届出書（様式第39）とは別に、変更を必要とする理由を記載した書類を添付すること。</p> <p>○現行供給計画届出書の「見え消し版」も作成すること。</p> <p>○電子媒体で届出を行う際は、届出書（様式第39）に電子署名を設けること。変更の対象となる表については、電力広域的運営推進機関が指定する形式に従うこと。見え消し版も同様とする。</p>
<p>(4)届出期限</p>	<p>○届出内容の変更を決定した後、速やかに届け出ること。</p>
<p>(5)届出先等</p>	<p>○届出先は、電力広域的運営推進機関。</p> <p>○紙媒体で届け出る際は、正本1、副本2（電力広域的運営推進機関分を含む）とする。なお、電子媒体で届け出る際は1部とする。</p>

(\*)「電力の需給バランスに重大な影響を与える変更が生じる場合。」とは、以下のとおりと解釈する。なお、変更計画の提出の要否及び提出時期については、個別事象に応じ資源エネルギー庁電力基盤整備課と協議する。

- (1) 事象発生により、供給区域の供給予備率又は調整力が適正な値を大幅に低下する期間が長期間にわたるか、又はそのおそれがあり、供給力確保に支障が生じるおそれがあると判断される場合。  
ただし、原子力発電にあつては、計画外停止等により、原子炉等規制法第30条に基づく運転計画の変更届出に該当し、かつ、これに該当する会社の重大な意志決定について公表する場合については、供給予備率の低下の度合いにかかわらず、安定供給に支障が生じるおそれがあると判断される場合がある。
- (2) 事象発生により、月別の電力量供給計画について、電源構成の大幅な変更が長期間にわたるか、又はその可能性がある等、安定供給に支障が生じるおそれがあると判断される場合。